

## 狂犬病予防注射を受けましょう

飼い犬は、生涯に1回の登録（生後91日以上で登録がまだの犬）と、年に1回狂犬病予防注射の接種をしなければなりません。

次の日程で注射できない場合は、最寄りの動物病院で接種してください。

### 料金

狂犬病予防注射 3,100円  
犬の登録 3,000円

※料金はお釣りがいらぬようご準備ください。

☎生活環境課環境衛生係 ☎(962)7446

### 日程

#### 4月14日水

時間	場所
9時～9時10分	八倉集会所
9時15分～9時25分	重光集会所
9時30分～9時40分	麻生集会所
9時50分～10時	八瀬集会所
10時10分～10時25分	高尾田集会所
10時30分～10時40分	上野団地公園
10時45分～11時	南ヶ丘三角公園
11時5分～11時15分	ハートピアみなみ
13時10分～13時25分	宮内集会所
13時30分～13時40分	山並集会所
13時45分～13時55分	頭ノ向集会所
14時～14時15分	永立寺集会所
14時20分～14時35分	さかえ集会所
14時40分～14時55分	千足集会所

#### 4月15日木

時間	場所
8時50分～8時55分	大角蔵集会所
9時～9時5分	七折集会所
9時10分～9時20分	川井集会所
9時25分～9時35分	大畑集会所
9時40分～9時50分	あかがね集会所
10時～10時10分	上南台集会所
10時15分～10時25分	幸田集会所
10時30分～10時40分	向南台集会所
10時45分～11時5分	北川毛集会所
13時20分～13時25分	大平集会所
13時40分～13時55分	老人福祉センター
14時5分～14時15分	外山集会所
14時20分～14時35分	五本松集会所
14時40分～14時50分	天神中央公園
14時55分～15時5分	大谷集会所
15時10分～15時20分	久保田集会所

#### 4月16日金

時間	場所
8時50分～9時	岩谷口集会所
9時5分～9時10分	岩谷集会所
9時15分～9時25分	川下集会所
9時30分～9時40分	千里地区公民館
9時45分～9時50分	万年集会所
10時5分～10時10分	満穂集会所
10時20分～10時30分	玉谷集会所
10時35分～10時40分	玉谷町民体育館
10時50分～10時55分	篠谷集会所
11時10分～11時20分	仙波奥集会所
13時～13時5分	中野川集会所
13時20分～13時25分	多居谷集会所
13時40分～13時45分	高市谷集会所
13時50分～14時	高市集会所
14時20分～14時35分	ひろた交流センター

## マイナンバーカード交付の時間延長と休日窓口を開設

平日に、マイナンバーカードの手続きができない人のために、受付時間の延長と休日受付を行います。マイナンバーカードの受け取り・交付申請をしたい人はお越しください。

また、住民票・印鑑・戸籍などの証明書の発行も行いますのでご利用ください。

**日時** 5月9日(日)9時～13時  
5月20日(金)17時15分～19時

**場所** 戸籍税務課

### 取扱業務

○マイナンバーカードの受け取り・交付・更新申請  
○住民票・印鑑・戸籍などの証明書の発行

### 受け取りに必要なもの

○交付通知書（はがき）  
○通知カード  
○本人確認書類（運転免許証など）  
※交付申請の場合は、必要なものが申請者により異なりますので、お問い合わせください。

☎戸籍税務課住民係 ☎(962)20026

## 自動車税と軽自動車税

自動車税・軽自動車税は、4月1日現在に登録されている所有者に課税されます。納期限は5月31日です。

### 自動車税の納付

金融機関やコンビニ、スマホ決済アプリ、インターネットを利用したクレジットカード納付

### 軽自動車税の納付

金融機関や期限内であればコンビニ納付

### 障がいがある人の減免手続き

**対象** 次の①②に該当する自動車・軽自動車

- ①障がい者本人が所有
  - ②18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と生計を一にする人が所有
- 申請期限** 5月24日(日)
- 注意事項**
- 減免を受ける車両は1台です。
  - 障がいの区分・等級により減免を受けられないことがあります。
  - ☎自動車税に関すること  
中予地方局課税課 ☎(909)8754
  - 軽自動車税に関すること  
戸籍税務課町民税係 ☎(962)20061

## 春（4月～6月）の検診日程

新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、変更する場合があります。

受付時間：①9時～10時 ②9時30分～10時30分 ③9時～11時 ④9時～11時30分 ⑤13時30分～14時30分

日程	会場	受付時間	検診項目							託児
			肺 CR・喀痰・大腸・前立腺・骨・肝炎・特定・後期	胃	腹部	肺 CT	乳がん エコー	乳がん マンモ	子宮	
4月13日 ㊄	高市町民体育館	②	○	○	○	/	/	/	/	/
4月19日 ㊄	総合福祉センターはらまち	①	○	○	○	/	/	/	/	/
4月20日 ㊄	千里地区公民館		○	/	/	/	/	/	/	/
4月21日 ㊄	重光集会所	⑤	○	/	/	/	/	/	/	/
	南ヶ丘集会所	①	○	/	/	/	/	/	/	/
4月21日 ㊄	南ヶ丘北集会所	⑤	○	/	/	/	/	/	/	/
	ひろた交流センター	③	○	○	○	○	○	○	○	/
4月24日 ㊄	宮内小学校	④	○	○	○	○	○	○	/	
4月28日 ㊄	外山集会所	①	○	/	/	/	/	/	/	/
	五本松集会所	⑤	○	/	/	/	/	/	/	/
5月12日 ㊄	保健センター	④	○	○	○	/	○	○	○	★
5月13日 ㊄			○	○	○	○	○	○	○	★
5月15日 ㊄	麻生小学校	④	○	○	○	○	○	○	○	/
5月19日 ㊄	ひろた交流センター		①	○	○	○	/	/	/	/
5月22日 ㊄	砥部小学校		○	○	○	○	○	○	○	/
5月25日 ㊄	えひめ中央農協麻生支所		○	○	○	○	/	/	/	/
5月27日 ㊄	保健センター		○	○	○	/	/	○	○	★
5月29日 ㊄			○	○	○	○	○	○	○	★
5月31日 ㊄	商工会館		○	○	○	○	/	○	○	/
6月5日 ㊄	麻生小学校		○	○	○	○	○	○	○	/
6月8日 ㊄	保健センター		○	○	○	/	/	/	/	★
6月9日 ㊄			○	○	○	○	○	○	○	★

**検診の申込方法** 電話（検診予約受付窓口 ☎ 0120（489）355）か検診予約システムで受診したい日の3週間前までにお申し込みください。予約した希望日を変更したい場合は最初に申し込んだ方法で再度ご連絡ください。



「検診予約システム」

**託児の申込方法** 検診日程の託児欄（★）を確認し、電話（保健センター ☎（962）6888）で事前にお申し込みください。

### ～検診内容・料金・対象年齢～

検診名	対象年齢	本人負担額
胃がん検診（バリウム検査）	40歳以上	1,200円
肺がん検診（胸部CR検査）		700円
肺がん検診（胸部CT検査）		3,200円
肺がん検診（喀痰の検査）		600円
大腸がん検診（便潜血検査）		500円
腹部超音波検診		2,000円
B・C型肝炎ウイルス検査		B型200円、C型300円
骨粗しょう症検診	40歳以上の女性	600円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	1,100円
乳がん検診（エコー検査）	30歳代の女性	2,200円
乳がん検診（マンモグラフィ）	40歳以上の女性	1,400円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1,400円

### 料金無料の人

- 70歳以上の人
  - 65～69歳で、後期高齢者医療被保険者証を提示した人
  - 令和3年度中に41歳になり、乳がん検診（マンモグラフィ）を受診する女性
  - 生活保護法による被保護世帯の証明書を提示した人（県中予地方局地域福祉課で発行）
  - 町民税非課税世帯証明書を提示した人（戸籍税務課で発行）
- ※ただし、肺がん検診（CT）・腹部超音波検診・乳がん検診（エコー検査）は全員有料です。

☎ 保険健康課健康増進係 ☎（962）6888

## 公民館を日曜日・祝日に開館します

公民館の利便性を高めるため、4月1日(日)から日曜日と祝日も開館します。

ぜひ、ご利用ください。

### 公民館の休館日

年末年始(12月29日～翌年1月3日)

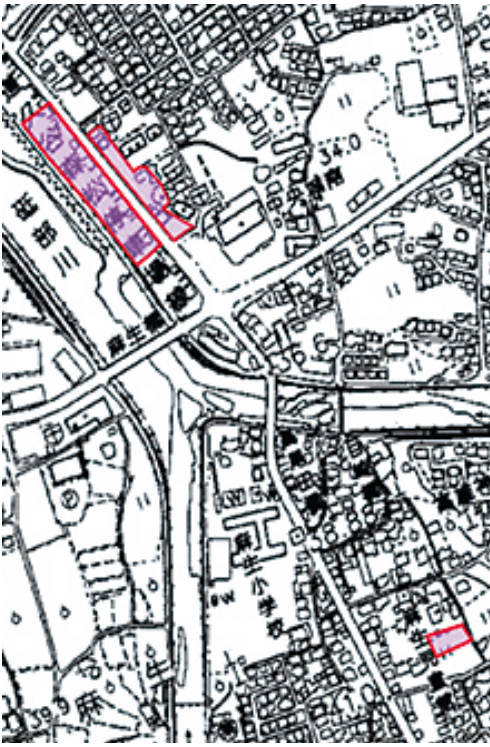
☎ 社会教育課公民館係 ☎(962)4822

## 高尾田地域の一部で公共下水道使用エリアが拡大

令和2年度に整備した公共下水道が、4月から一部の地域で使用できるようになります。

今後も下水道整備エリアを拡大していく予定です。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎ 上下水道課下水道管理係 ☎(962)6363



## 建物解体工事をする場合は「公共ます」に注意

建物を解体、撤去する場合は、敷地内の土砂が取付管や下水道本管に流入し、閉塞事故の原因にならないよう、しっかりと「キャップ止め」をしてください。

公共下水道や農業集落排水の処理区域内は、個人の敷地内に公共ますが設置されています。建物の解体工事中に、誤って公共ますを破損、撤去してしまうと、修繕費用を負担していただく場合がありますので、ご注意ください。

### 建物を解体、撤去する場合

次の書類を上下水道課へ提出してください。

#### 公共ます未接続の場合

○ 解体建物の位置図(公共ますの位置を明示してください)

○ 解体前と解体後の公共ますを含む現況写真

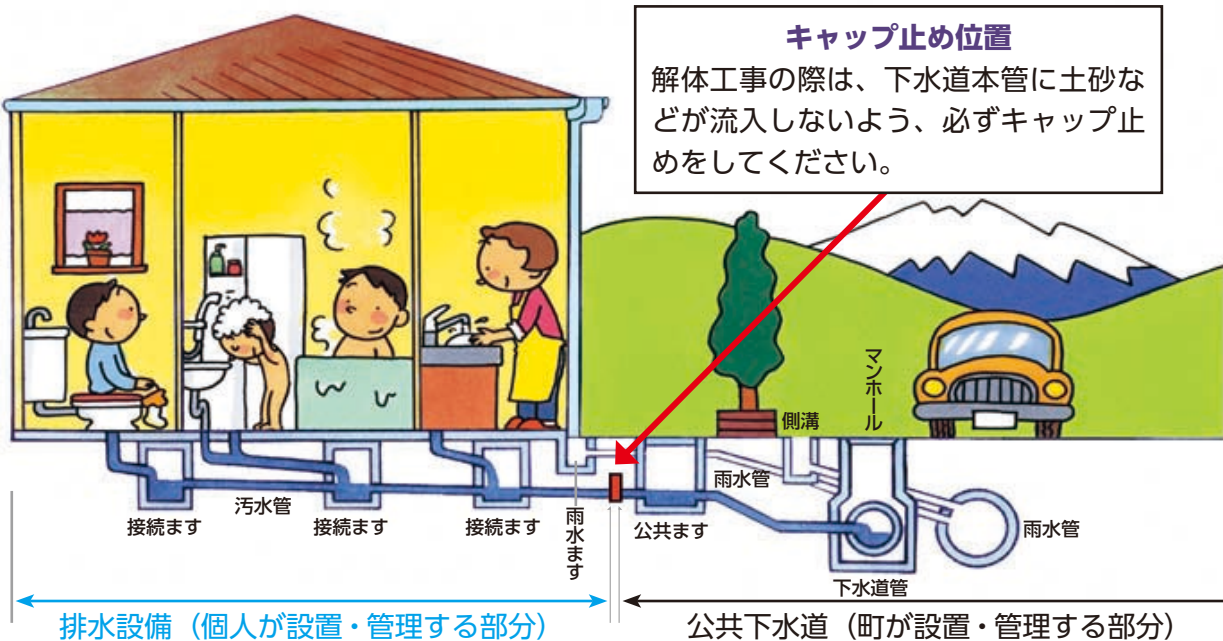
#### 公共ます接続済の場合

○ 公共下水道使用開始(休止・廃止)届出書

○ 解体前と解体後の公共ますを含む現況写真

○ キャップ止めの状況写真

☎ 上下水道課下水道管理係 ☎(962)6363



## ブロック塀を点検しよう

過去の震災で多くのブロック塀の倒壊破損があり、倒壊した塀の下敷きになって死傷者が発生しています。また、倒壊した塀が道路をふさぎ、避難や救助活動を妨げることがあります。安全な塀であるかを点検し、災害への備えをしましょう。

### ブロック塀のチェックポイント

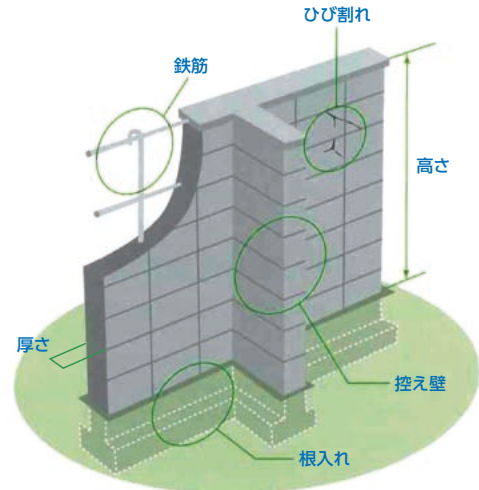
外観で1～5をチェックし、一つでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

#### 補強コンクリートブロック塀

- 1. 高さは地上から 2.2m以下ですか。
- 2. 厚さは 15cm以上ですか。(塀の高さが 2m以下の場合は 10cm以上)
- 3. 高さ 1.2mを超える場合、長さ 3.4m以下ごとに、塀の高さの 5 分 1 以上突出した控え壁はありますか。
- 4. 基礎の高さが 35cm以上、根入れの深さが 30cm以上ありますか。
- 5. 傾きやひび割れはありませんか。

### 塀の種類

#### 補強コンクリートブロック塀



出典 パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

問建設課管理係 ☎ (962) 6010

## 老朽危険空家の除却費用・ブロック塀などの安全対策工事費用の補助

補助内容	老朽危険空家の除却	ブロック塀などの安全対策工事
対象となる住宅	町内にある空家で、①②全てに該当する住宅 ①住宅地区改良法に基づく不良度判定で、評価の合計が 100 以上となる住宅 ②ア～ウのいずれかに該当する住宅 ア地域防災計画による「緊急輸送道路」か「避難路」の沿道に位置する イ耐震改修促進計画に位置付けられた「避難路」の沿道に位置する ウ建築物（住宅を含む）が立ち並んでいる道の沿道に位置する	町内にある補強コンクリートブロック塀が積造の塀で、次の①～③全てに該当するもの ①ア～ウのいずれかの道に面しているもの ア緊急輸送路 イ通学路 ウ指定緊急避難場所か指定避難所などへ至る道 ②点検の結果、安全対策が必要なもの ③建築基準法における措置が命じられていないなど、重大な違反がないもの
補助対象	老朽危険空家の所有者か相続権者 町税を滞納していない人	対象となるブロック塀などの所有者
受付戸数	5戸（先着順）	
補助金額	補助対象経費の 5 分の 4 以内、上限 80 万円	ブロック塀などの除却・建て替えに係る工事費の 3 分の 2 以内、上限 30 万円 ※ブロック塀など 1m の上限 8 万円
申込方法	建設課にある申請書と必要書類を建設課に提出してください。(建設課で事前相談を受け付けますので、ご連絡ください。また、相談時には、現在の状況がわかる写真などを持ってきてください) ※申請書は町ホームページからもダウンロードできます。	
申込期間	4月12日(月)～12月28日(火)までの土・日曜日、祝日、振替休日を除く 8時30分から 17時15分	
問い合わせ	建設課管理係 ☎ (962) 6010	

## 住宅リフォーム費用の補助

<b>対象となる工事</b>	町内にある住宅で、①～⑤いずれかの工事に要する費用が 50 万円以上の工事 ①建物の長寿命化を目的とする工事 ②平成 25 年省エネ基準に適合する工事 ③高齢者や障がい者が安心して生活するためのバリアフリー工事 ④「木造住宅耐震改修事業」に該当する工事に併せて行う住環境向上工事 ⑤ 18 歳未満か妊娠している人が同居する世帯が行う住環境向上工事 ※住環境向上工事…外装工事・内部工事・設備工事・増改築工事など
<b>補助対象</b>	①～④の全てに該当する人 ①住宅を所有し、住んでいる人 ②町内の事業所などでリフォーム業を営む人と工事請負契約を締結する人 ③実績報告後、町が行う現地確認を受けることができる人 ④町税を滞納していない人
<b>受付件数</b>	5 件、補助加算対象 2 件（先着順）
<b>補助金額</b>	補助対象経費の 10 分の 1 以内、上限 20 万円 ※ 20 万円の補助加算対象は三世帯同居、三世帯近居、18 歳未満の人が 3 人以上いる世帯
<b>申込方法</b>	建設課にある申請書と必要書類を建設課に提出してください。 ※申請書は町ホームページからもダウンロードできます。
<b>申込期間</b>	4 月 12 日(月)～ 12 月 28 日(火)までの土・日曜日、祝日、振替休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分
<b>問い合わせ</b>	建設課管理係 ☎ (9 6 2) 6 0 1 0

## 木造住宅の耐震診断と耐震改修費用の補助

補助内容	木造住宅耐震診断		木造住宅耐震改修
<b>対象となる住宅</b>	○昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された町内の一戸建ての木造住宅（枠組み壁工法、丸太組工法、大臣などの特別な認定を得た工法のもの是对象外） ○専用住宅のうち共同住宅および長屋住宅は対象外		左記の耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いまたは倒壊する可能性があるとして診断された住宅
<b>補助対象</b>	対象となる住宅の所有者		
<b>受付戸数</b>	10 戸（先着順）	2 戸（先着順）	5 戸（先着順）
<b>補助金額</b>	<b>【派遣方式】</b> ○自己負担は評価手数料 3 千円または 9,900 円（評価者によって金額が異なります） ○県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿に登録された人を派遣	<b>【補助方式】</b> ○補助対象経費の 3 分の 2 以内、上限 2 万円 ○診断方法は「県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が実施する耐震診断	<b>耐震改修設計</b> 補助対象経費の 3 分の 1 以内、上限 10 万円 <b>耐震改修工事</b> ①～③のうち、いずれかを選択 ①耐震改修工事 補助対象経費の 5 分の 4 以内、上限 100 万円 ②段階的耐震改修工事 補助対象経費のうち、上限 50 万円 ③耐震シェルター設置工事 補助対象経費のうち、上限 40 万円 <b>耐震改修工事監理</b> 補助対象経費の 3 分の 1 以内、上限 2 万円
<b>申込方法</b>	建設課にある申請書と必要書類を建設課に提出してください。 ※申請書は町ホームページからもダウンロードできます。		
<b>申込期間</b>	4 月 12 日(月)～ 12 月 28 日(火)までの土・日曜日、祝日、振替休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分		
<b>問い合わせ</b>	建設課管理係 ☎ (9 6 2) 6 0 1 0		